文教福祉委員会会議録

- 1 日 時 令和6年2月13日(火曜日) 開会 午前10時21分 閉会 午前10時40分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名

委員長 山名 (出席) 溝 手 宣良 副委員長 正 晃 委員 仁 熊 小 野 耕作 委員 進 瞢 村 木 IJ 野 哲也 IJ 理 英 頓宮 美津子

(欠 席) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長 西村佳子 同主幹 岩佐知美

5 説明のため出席した者の職氏名

財政課主幹 岡 真 里

文化スポーツ部長 林 直 方 生涯学習課長 小 原 純 保健福祉部長 上田真 琴 福祉課長 江 口 真 弓 福祉課主幹 中章 \mathbf{H} 彦

- 6 付議事件及びその結果 別紙のとおり
- 7 議事経過の概要 別紙のとおり
- 8 その他必要な事項 別紙のとおり

開会 午前10時21分

○委員長(溝手宣良君) ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、ただいまの本会議において付託されました案件の審査を行います。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度総社市一般会計補正 予算(第9号))の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(江口真弓君) それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして御 説明を申し上げます。

承認第1号につきましては、令和5年度総社市一般会計補正予算(第9号)に係る専決処分の承認を求めるものでございます。

この補正予算は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、住民税均等割のみの 課税世帯と低所得者の子育て世帯に対し、低所得者支援給付金を支給するため、早急に補正予算の 必要が生じたことから、地方自治法の規定に基づき令和6年1月9日に専決処分をしたもので、議 会へ報告し、承認を求めようとするものでございます。

内容につきまして、予算書により御説明を申し上げますので、1枚お開きいただき、1ページを 御覧ください。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340億7,890万円とするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明申し上げますので、10、11ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費3億3,800万円の増額は、住民税均等割のみの課税世帯1世帯当たり10万円を、また住民税非課税世帯と均等割のみの課税世帯で扶養されている18歳以下の子ども1人当たり5万円を加算支給するために必要となる予算を計上するものでございます。第3節職員手当等から第12節委託料までは、低所得者支援給付金の支給に必要な事務的経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、給付金の対象となる均等割のみの課税世帯を2,500世帯、子育て加算を1,550人と見込み、3億2,750万円を計上するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算書8、9ページにお戻りください。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金3億3,800万円の増額は、財源調整でございます。なお、本事業につきましては、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する予定ですが、交付決定の後に歳入予算へ計上することといたしております。

承認第1号につきましては以上でございます。

○委員長(溝手宣良君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ないですかね。

山名副委員長。

○委員(山名正晃君) 低所得者の子育て世帯の給付金のことに関してなんですが、こちら対象が 1,550人いらっしゃるというふうにはお聞きをしておりまして、去年のときでLINEでの申込み というのがあったと思います。今回も、これもLINEでできるということでなってるんですが、 ちょっとお聞きしたいのは2点で、今、年明けから始めたこの給付のことが、全体的にどれぐらい の執行率があるのかというところと、あとLINEでの申込み、これが大体何件ぐらいあって、どれぐらいの割合になってるのかというところをお聞かせいただきたいんですが、よろしいですか。 ○委員長(溝手宣良君) 福祉課長。

○福祉課長(江口真弓君) 今現在の支給状況でございますが、2月14日の振込予定分を含みまして、1億5,330万円を支給予定です。内訳は、均等割のみ課税世帯が1,088世帯、子育て加算の対象児童数890人となっております。

あと、LINEでの申請でございますが、LINEの対象の件数のうち、144件はLINEでの申請がありました。約1割程度のLINE申請の割合となっております。

以上です。

- ○委員長(溝手宣良君) 山名副委員長。
- ○委員(山名正晃君) 分かりました。1,550人に対し、子育て世帯のほうが890人ということで、まだまだ、半分はいってるんですが、この方たちに対して、申請されてない方ですね。これに関してどうこれから促していくのかというところと、これ、期限はあったかどうかというところ、ちょっとそこも確認させてください。
- ○委員長(溝手宣良君) 福祉課長。
- ○福祉課長(江口真弓君) まだ申請のない、返事の返ってきてない件数はまだ相当ございます し、転入をしている方とか、そういった調査が、そちらのほうができてから、またこれから送る世帯もございます。なので、そういったところに関しましては、また事業を途中経過、申請まだな方には申請してくださいというような勧奨をするようなお知らせもさせていただければとは考えております。ただ、予算の当初、この計上している数字が、ちょっと多めには取っているところではございますが、そのあたり精査でき次第、御報告をまたさせていただければと思います。

事業の期間なんですけども、国のほうからまだ最終的な末尾というのが示されておりませんので、ただ繰越をする仮定というか、予定ではございます。

以上です。

○委員長(溝手宣良君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第1号 総社市放課後児童クラブ指定管理者の指定についての審査に入ります。 それでは、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(在間恭子君) 議案第1号 総社市放課後児童クラブ指定管理者の指定について 御説明申し上げます。

池田小学校区に放課後児童クラブを設置することに伴い、指定管理者の指定をしようとするものでございます。

1ページの選定理由にありますように、総社市放課後児童クラブ施設の指定管理者につきましては、総社市放課後児童クラブ施設条例第4条により、地域住民で組織された法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせる、となっておりますことから、総社市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書の規定を適用し、指名方式により指定管理者を指定しようとするものでございます。

この施設につきましては、同条例第3条第1項の規定に基づき、指定しようとする団体である池田児童クラブにじいろみらい運営委員会宛てに指定管理者指定申請書の提出を求め、提出された申請書を審査した結果、同条例第4条に規定する要件を満たしておりましたので、令和6年4月1日から令和8年3月31日までを指定の期間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、市議会の議決を経て指定しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(溝手宣良君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員(萱野哲也君) 少し整理させていただきたいんですけど、これ、いつ、この間、いつの会議のときにこの話をしてくれましたかね。会議で何か議案でしたかね。ちょっと議案見たんだけど、前回の議会に出てないんで、議案だったか、所管事務調査の報告だったか、何でこの話、1回説明してくれましたよね、この場で。そのときにちょっと、そのときの話、もう一度していただけません、簡単に。

- ○委員長(溝手官良君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(在間恭子君) 前回は、11月議会の閉会日、12月21日のときに、総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正ということで、池田小学校区放課後児童クラブを追加して、定員30名を追加するということで御審議いただきました。そのときに、備品などの補正予算も併せて御審議をいただきました。

以上です。

- ○委員長(溝手宣良君) 萱野委員。
- ○委員(萱野哲也君) ありがとうございました。思い出しました。ちょっと見たら、分からなかって。

じゃあ、結局、これ、今後予定としてはどういうふうになります。だから、そんときに言ったのは、まだ法人、指定管理してないんで、あくまでも準備段階の確か補正予算、あくまでもそういったことだったんだと思うんですけど。これ、まだ、今日、議会で可決されれば、指定管理者が決まります。その後の予算、今までの額だけじゃ到底足りないと思うんですけど、事前審査にならない程度に今後の経過、どのような手続を踏んで4月1日からスタートするのかということをお尋ねいたします。

- ○委員長(溝手宣良君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(在間恭子君) 菅野委員の再度の御質問にお答えいたします。

11月の議会で債務負担行為のほう、議決をいただいておりますので、今日、指定管理者として議 決をいただきましたら、今日以降、例えば子ども達の募集を正式に始めるなどして、4月1日のス タートを目指して、様々なこと、動き出していきたいと思っております。

以上です。

(「分かりました。」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(溝手宣良君) 他に質疑はございませんか。頓宮委員。
- ○委員(頓宮美津子君) 定員30人で、前回、ほぼほぼ全校生徒というようなお答えがあったと思いますが、最終的に募集を始めて、保護者が勤務して、働いてないと入れないんですか。そういう子が例えば1人いたりした場合は、想定はもう考えなくてよろしいんでしょうか。
- ○委員長(溝手宣良君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(在間恭子君) 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

正式な募集は今日の議決を経てからということなんですが、今現在聞いておりますのが、来年度 29名が全校児童の予定です。その29人全員が利用予定というふうに聞いております。

以上です。

- ○委員長(溝手宣良君) 頓宮委員。
- ○委員(頓宮美津子君) つまり全員が、保護者、保育に欠けるということでよろしいんですね。

- ○委員長(溝手官良君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(在間恭子君) 頓宮委員の再度の御質問にお答えいたします。 全員が日中の保育に欠ける状況であるというふうに聞いております。
- ○委員長(溝手宣良君) 他に質疑はございませんか。山名副委員長。
- ○委員(山名正晃君) すみません、ちょっと確認等を兼ねてなんですが。

この指定管理期間に関してなんですが、ここは令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなっています。この期間、大体指定管理というのは5年だったりというのがあるんですが、これ、期間が2年というのはなぜかというところ。

そうなると、ほかの、多分、前の委員会の資料にもあったんですが、放課後児童クラブが令和7年度末で全部指定管理が一斉に来るということなんですが、それと合わせているのかというところ、ちょっとこの確認をさせてください。

- ○委員長(溝手官良君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(在間恭子君) 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

指定管理の期間が令和8年3月31日というのは、ほかの放課後児童クラブ全てがこの期間ですので、その期間に合わせて2年間ということで指定をさせていただいております。

以上です。

- ○委員長(溝手宣良君) 山名副委員長。
- ○委員(山名正晃君) それ、合わせてるというのは何か理由があるのか、ちょっとそこのところが僕、詳細が分からないんで、僕自身もちょっと分からない部分なんで、ちょっと教えていただければと思うんです。
- ○委員長(溝手宣良君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(在間恭子君) 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

先週の所管事務調査の中でも、今後指定管理としていくのかどうかというお話もございました。 もし市として大きく変更するときに、一つの池田小学校だけが変更がずれるというようなことがあってもいけませんので、全てのクラブが同時期の変更がよいかと考えております。

以上です。

- ○委員長(溝手宣良君) 頓宮委員。
- ○委員(頓宮美津子君) 今日、議決したら募集ということは、保育料とか保育士の人数ももう決定しているんですかね。
- ○委員長(溝手宣良君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(在間恭子君) 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

保育料のことも決まっております。それから、支援員や補助員についてもある程度の人数、集まっております。

以上です。

○委員長(溝手宣良君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) では、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。 これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時40分